

- ※ 1 領収金額は、医療保険適用の有無にかかわらず、不育症治療に関する検査料及び治療費について記載してください。ただし、入院時の差額ベッド代、食事代その他の直接治療に関係のないもの及び山口県不育症検査費助成事業の対象となる検査に係る費用は含まれません。
- ※ 2 処方せんを交付された場合は、処方せん交付日、薬剤名及び投薬日数を特記事項欄に記入してください。（特記事項欄の記入に代えて、処方せんの写しを添付することも可とします。）